

# 医療情報システム（セキュリティ）運用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、大台町情報セキュリティポリシーに準じ、大台町報徳診療所（以下「診療所」という。）における、医療情報システムの安全かつ合理的な運用を図り、併せて、医師法第24条（昭和23年法律第201号）に基づき保存が義務づけられている診療録（診療諸記録を含む。）（以下「保存義務のある情報」という。）の電子媒体による運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 医療情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する臨床検査室、生理検査室、内視鏡検査室、操作（放射線）室等の各部門システム並びに電子カルテシステム及び各部門システムに接続する診療科等の各部署の接続機器及び医事システムのことをいう。

2 医療情報システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用する。

- (1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性及び保存性を確保する。
- (2) 医療情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。
- (3) 医療情報システムへのコンピュータ・ウィルスの進入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。ソフトのインストールは医療情報システム管理委員会が必要と認定したもののみとし、それ以外のインストールを禁止する。U

S B 端末等を通して、フロッピー、U S B メモリー等外部デバイスとの接続は医療情報システム管理委員会が必要と認定したもののみとする。

(医療情報システム (セキュリティ) の管理体制)

附 則 この規程は、2024 (令和 6) 年 8 月 1 日から施行する。